

## Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2018年5月1日号

長野事務所 小布施 武康（税理士）

### 租税特別措置の適用要件見直しの内容確認

#### 1 概略

平成30年3月28日、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第七号）（以下「本改正」）が可決・成立し、3月31日に公布された。

本改正では、一部の租税特別措置について大企業における適用要件の見直しが行われ、所得が増加しているにもかかわらず、賃金引き上げや設備投資等一定の要件を満たさない場合には、3年間の措置として、下記の租税特別措置が適用されないこととなった。（措法42の13⑥、68の15の8⑥）

- 研究開発税制（措法42の4①、⑥、⑦、68の9①、⑥、⑦）
- 地域未来投資促進税制（措法42の11の2②、68の14の3②）
- 情報連携投資の促進に係る税制（新設）（措法42の12の6②、68の15の7②）

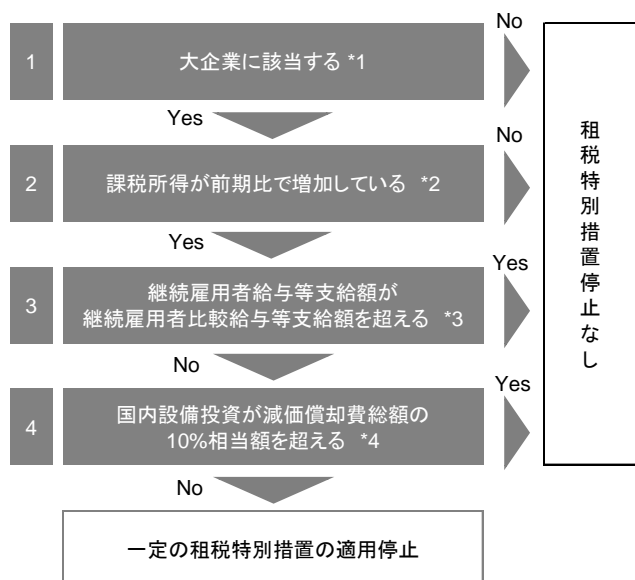
本ニュースレターでは、租税特別措置の適用要件見直しの内容について説明する。

#### 2 租税特別措置の適用要件見直しの内容

##### (1) 改正の内容

本改正により導入された、一定の租税特別措置の適用停止があるかどうかは、次の流れにより判定されることとなる。

<租税特別措置の適用停止に関するフローチャート>



\*1 大企業とは中小企業者（適用除外事業者を除く）、農業協同組合等以外の法人をいい、具体的には以下のような法人が該当する

- ・ 資本金 1 億円超の法人
- ・ 資本金 1 億円以下の法人のうち、発行済株式等の 50%以上を同一の大規模法人に所有されている法人又は発行済株式等の 3分の2以上が複数の大規模法人に所有されている法人
- ・ 租税特別措置の適用除外事業者（中小企業者のうち、前 3 事業年度の平均所得が年 15 億円超の法人。平成 31 年 4 月 1 日以後開始事業年度について適用）

\*2 課税所得の金額は欠損金等の繰越控除前の金額（以下「基準所得等金額」とするほか、当事業年度及び前事業年度の期間に応じ、一定の調整を行うものとする。（詳細は(3)参照）

適用年度が設立事業年度又は合併等事業年度（合併、分割、現物出資、事業譲渡等に関連する係る合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、事業譲渡・譲受けをした法人等に該当する場合における、当該合併等の日を含む事業年度）である場合は、課税所得が前期比で減少していることとはされず、上記フローチャートでは「Yes」に該当し、要件 3 へ移ることとなる。

\*3 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が 0 円である場合には、本要件を満たすものとされる（上記フローチャートでは「Yes」に該当し、租税特別措置の適用停止はないこととなる）。

なお、継続雇用者の範囲については見直しが行われ、当事業年度及び前事業年度の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものに改正されているため留意が必要となる。

\*4 国内における設備投資とは、法人が適用年度において取得、製作、建設をした国内減価償却資産（その事業年度終了の日において有するものに限る）の取得価額の合計額とし、減価償却費総額には剰余金方式により積立金として経理した特別償却準備金を含むものとする。

## (2) 改正の趣旨

所得が増加しているにもかかわらず、明らかに賃上げ・投資に消極的な大企業に対し、果敢な経営判断を促すための措置として研究開発税制等の租税特別措置の一部についてその適用をしないこととしている。

租税特別措置のうち、適用要件の見直しの対象とするのを一部のみとしているのは、各種の目的により存在する租税特別措置のうち、生産性の向上に関する租税特別措置のみを適用停止の対象としているためである。

（他の租税特別措置として特定の地域に限定した措置（例：特区税制、沖縄税制）、特定の業種に限定した措置（例：海外投資等損失準備金、農業経営基盤強化準備金）などがある）



「平成 30 年税制改正」（財務省）より抜粋

## (3) 所得金額の前期比判定に係る一定の調整

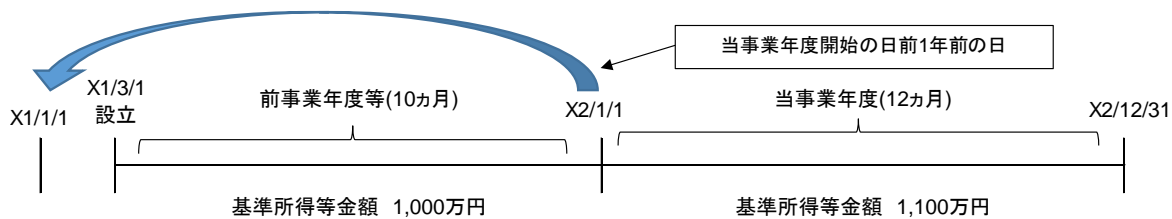
当事業年度の基準所得等金額との比較の対象となるのは、当事業年度開始の日前 1 年（当事業年度が 1 年に満たない場合には、当事業年度の期間。以下同じ）以内に終了した各事業年度（以下「前事業年度等」<sup>\*5</sup>）の基準所得等金額の合計額となる。

この場合において当事業年度の基準所得等金額及び前事業年度等の基準所得等金額の計算において下記の調整を行う。

\*5 当事業年度開始の日前 1 年以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当する期間がある場合には、当該 1 年以内に終了した各連結事業年度のうち、最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限る。

調整の対象	前期比判定に使用する基準所得金額	計算過程における調整の内容
当事業年度	当事業年度の基準所得等金額	前事業年度等の月数の合計が当事業年度の月数に満たない場合(下記具体例参照)には、当事業年度の基準所得等金額を当事業年度の月数で除し、これに前事業年度等の月数の合計を乗じて計算した金額
前事業年度等	前事業年度等の基準所得等金額の合計額	当事業年度開始の日から起算して1年前の日を含む事業年度等については、当該前事業年度等の基準所得等金額を当該前事業年度の月数で除し、これに当該1年前の日から当該前事業年度終了の日までの月数を乗じて計算した金額

< 判定の具体例 > (前事業年度等の月数の合計が当事業年度の月数に満たない場合)

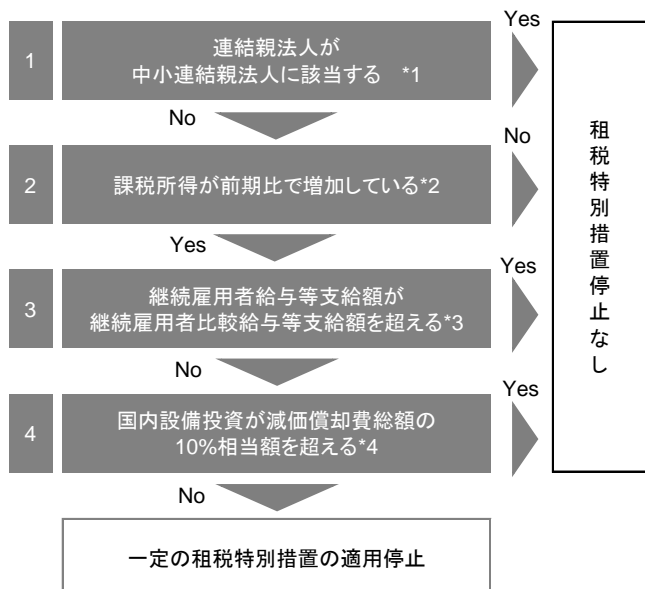


- ①前事業年度等の基準所得等金額 ...1,000万円
- ②当事業年度の基準所得等金額 ...1,100万円÷12ヵ月×10ヵ月=916万円
- ①1,000万円 ≥ ②916万円 ∴前期比で増加していないと判断される

### 3 連結納税を適用している場合

連結納税適用法人については、大企業に該当するかについて、連結親法人が中小連結親法人かどうかで判定し、そのほかの要件については、連結親法人及びその各連結子法人の合計額で判定することになる。(措法 68 の 15 の 8 ⑥)

< 租税特別措置の適用停止に関するフローチャート >



\*1 「中小連結親法人」とは、次の連結親法人をいい、租税特別措置の適用除外事業者を除く

資本又は出資	要件
有	資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下
	次に掲げる法人に該当しない 1. 同一の大規模法人(資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人)に 1/2 以上の株式等を所有されている法人 2. 複数の大規模法人に 2/3 以上の株式等を所有されている法人
無	常時使用する従業員の数が 1,000 人以下

\*2 課税所得の金額は連結親法人及びその各連結子法人の合計額によるものとし、連結欠損金等の繰越控除前の金額(「基準連結所得等金額」とするほか、当連結事業年度及び前連結事業年度の期間に応じ、一定の調整を行うものとする。

適用連結事業年度が合併等事業年度である場合は、課税所得が前期比で減少していることとはされず、上記フローチャートでは「Yes」に該当し、要件 3 へ移ることとなる。

合併等事業年度…下記のいずれかに該当する事業年度

- ① 連結親法人又はその各連結子法人のいずれかが、合併、分割、現物出資、事業譲渡等に関連する係る合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、事業譲渡・譲受けをした法人等に該当する場合における当該合併等の日を含む連結事業年度(合併等の相手が連結完全支配関係がある法人の場合を除く)
- ② 新たな法人が連結完全支配関係を有することとなった場合における、当該有することとなった日を含む連結事業年度
- ③ 連結完全支配関係を有していた法人が連結完全支配関係を有しないこととなった場合における当該有しないこととなった日を含む連結事業年度

\*3 連結親法人及びその各連結子法人の合計によるものとし、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が 0 円である場合には、本要件を満たすものとされる(上記フローチャートでは「Yes」に該当し、租税特別措置の適用停止はないこととなる)。

なお、継続雇用者の範囲については見直しが行われ、当連結事業年度及び前連結事業年度の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものに改正されているため留意が必要となる。

\*4 連結親法人及びその各連結子法人の合計によるものとし、国内における設備投資とは、連結親法人及びその連結子法人が適用連結事業年度において取得、製作、建設をした国内減価償却資産(その連結事業年度終了の日において有するものに限る)の取得価額の合計額とし、減価償却費総額には剰余金方式により積立金として経理した特別償却準備金を含むものとする。

#### 4 適用対象事業年度

上記の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度・連結事業年度において適用されることとされている。(措法 42 の 13⑥、68 の 15 の 8⑥)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 長野事務所

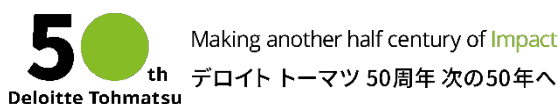
所在地 〒380-0824 長野県長野市南石堂 1277-2 長栄第2ビル5階

Tel 026-227-9822

Email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001